



しんらいが
安心した暮らしの
基礎となります

<http://shinrainokai.or.jp>



高齢者・障害者の身元保証と生活支援

高齢者・障害者のための身元保証と生活支援

一般社団法人
しんらいの会

本部 〒300-0812 茨城県土浦市下高津1-19-39
TEL:029(875)4443 FAX:029(875)4449

千葉支局
開設準備中



一般社団法人 しんらいの会 『 理念 』

高齢者・障害者が安心して暮らせる社会の実現

《 優しく 正直に そして元気に!! 》



しんらいの会
理事長 青木規幸

昨今、核家族化に伴い親類が遠方にいるため独居となっている老人や日常生活において頼りにする人のいない老人、身寄りのない方が増えはじめております。また超高齢化社会が訪れ、高齢者・障害者に対する支援もご家族や行政だけでは対応しきれなくなりはじめているのではないでしょうか。

病院や施設においても、現在では身元保証や身元引受けが必ず求められます。病院や施設に入院・入所をする際に、手伝ってくれる方がいないために不自由をされている方も増えております。このような方たちに対してしんらいの会がしっかりと支援をおこなうことで、さらに信頼が生まれ安心して生活することができます。私どもは会員になられる皆様を信頼して身元保証をお引き受けいたします。そして会員の皆様よりご信頼をいただきご契約を結ばせていただきます。さらに職員との深い信頼関係を築くことにより、より良いご支援をご提供することができます。

こうしたしんらいの輪がより多くの方々が安心して暮らしていただけるお手伝いに繋がることと信じております。

弁護士による支援が前提です



契約者に選定していただいた弁護士が必ず契約に立ち会います。また必要に応じて弁護士をご紹介いたします。「しんらいの会」では、身元保証、生活支援、金銭預託（管理）、葬送支援をさせていただいてます。このような支援をしっかりと行っているのか、お金を勝手に使われたり、余計なサービスをしていないか、**チェックするのが弁護士です!!**

契約者は、必ず弁護士との間で**しんらいの会を監督する**契約を結びます。よって「しんらいの会」

は、弁護士や会員の希望者に対して**3ヶ月に一度、必ず報告書を提出**いたします。なお重要な財産や書類などについては弁護士に保管をしていただきます。

報告書					
契約者に支援内容等を下記のとおり、ご報告を差し上げます。 平成21年6月23日から平成21年9月30日まで					
摘要	時間	金額	利用日	紹介	備考
身元保証料	午前8時~午後5時	¥513,450	平成21年 6月30日	平成21年 6月30日	一般社団法人 しんらいの会 TEL: 020-9706041 FAX: 020-97061418

報告書サンプル

遺言書

ご自分がなくなった後の財産処分について、意識がしっかりとしているうちに遺言書の準備をされる方が増えています。この遺言書の作成については、法律にのっとり、公証人役場において作成した公正証書遺言書を弁護士もしくはしんらいの会が管理します。自筆遺言書を弁護士もしくはしんらいの会がお預かりする場合もあります。

成年後見申立て

認知症等で判断能力が低下してしまい、契約行為や法律行為、金銭管理に不安を抱え、それらの行為をおこなえるようにするために「成年後見制度」がございます。家庭裁判所に申立てをおこない後見人を選定していただきます。

相続手続きなど

お亡くなりになられた方の遺産を引き継ぐためには、相続の手続きが必要となります。遺言書などがない場合には、法定相続人全員の方々からの同意等が必要となります。



しんらいの会の運営

生活保護受給者や行政が支援できない
生活困窮者にも支援の手を差し伸べます。

生活保護を受けられない生活困窮者は、行政としても支援の手を差し伸べられないのが現状です。そうした方に対しても、しんらいの会では福祉基金を活用して支援をしています。また、生活保護受給者のための特別支援にも、行政関係者と共同で取り組んでまいります。



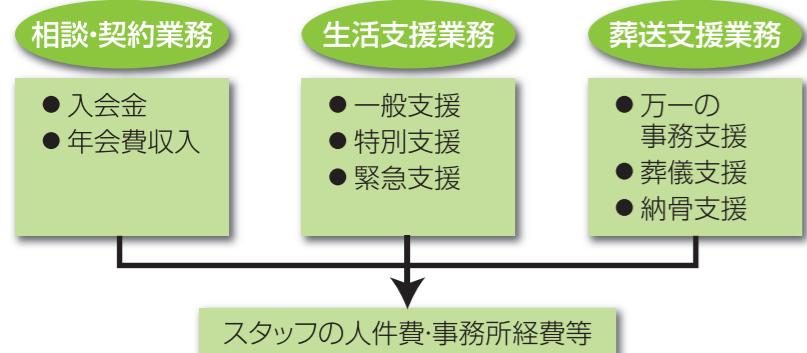
福祉基金

経済的に恵まれない高齢者、障害者の支援のため、福祉基金を適用しています。



しんらいの会の運営方法

しんらいの会は一般社団法人です。しかし、スタッフの人工費や事務所経費は必要になります。そこで、下記の業務の収益によって運営を行っています。



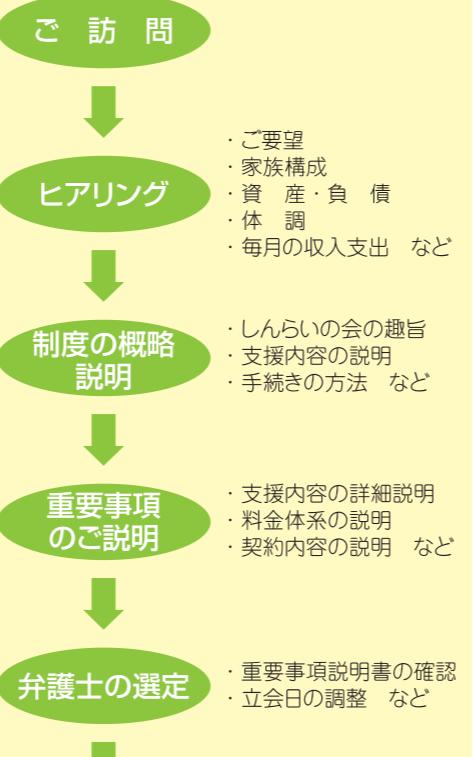
健全な運営のしくみ

理事会構成メンバーは、弁護士、司法書士、税理士、住職等をはじめとした一般市民から構成されています。（又市民を代表する理事会で、試算表に基づき健全な運営をチェックしています。）



有識者である監事が適切に監査をいたします。

一般社団法人 しんらいの会 ご契約までの流れ



弁護士立会いのもとご契約

弁護士立会いがない場合には
ご契約できません!!

★弁護士は、会員の皆様のために
しんらいの会を監督いたします。

しんらいの会の支援

身元保証

生活支援

金銭預託・金銭管理

葬送支援

しんらいの会の運営

弁護士による支援が前提

誰もが抱える老後の悩みや生活不安…



緊急連絡には24時間・365日対応しています。

P3-4

P5

P6

P7

P8

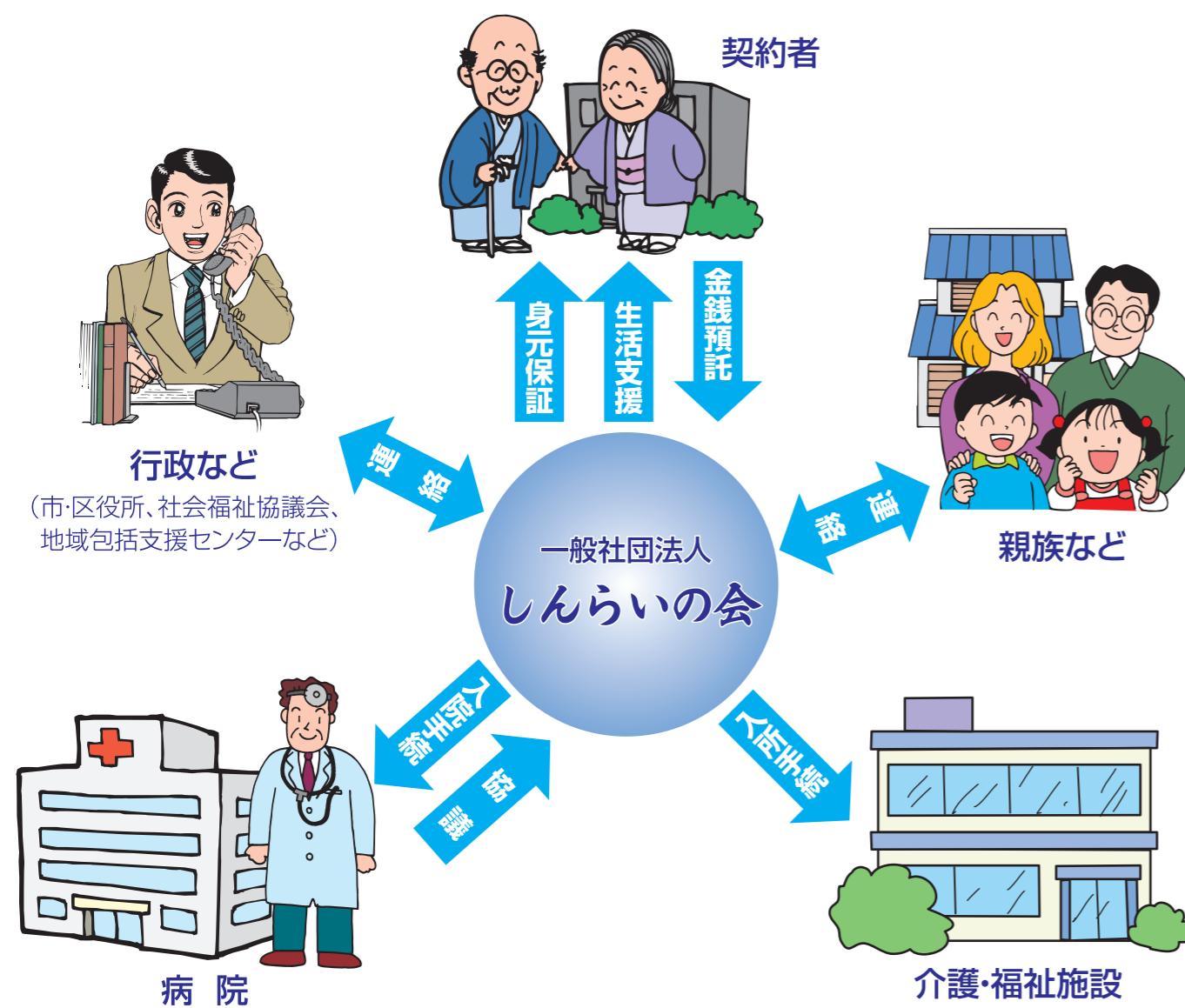
P9

P10

行政では実現できないあんしんをご提供いたします。

子どもがいても離婚して会っていなかったり、遠く離れて暮らしていたり、近くにいてもそれぞれの家庭の事情で親、兄弟の面倒は見られない、そんな家族が急速に増えています。

行政、介護保険制度などを頼りとしても、それだけでは足りないのが現状です。しんらいの会では、契約者の家族の代わりとなって、行政、病院、介護・福祉施設などの間をつなぎます。親族の方々へもその時々のご報告、ご連絡を行いますので、安心した暮らしをすごせます。



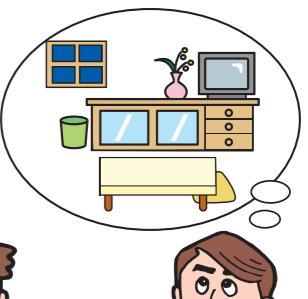
契約者がお亡くなりになった時のご遺族への連絡通知、行政への届け出、事務手続き、ライフラインの停止・廃止の手続き、住居の返還手続き、家財や家電製品の処分（専門業者の費用が別途必要です）などを行います。



延命治療、危篤への対応



役所手続き



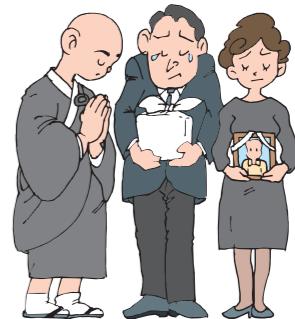
家具、遺品の処分

ご葬儀の手配から施行、納骨支援までを実施します。

葬儀支援

ご葬儀の連絡から葬儀場の手配、火葬、拾骨まで、契約者の生前の意思に沿った形での葬儀支援を行います。

国民健康保険などの葬祭費は、原則として喪主を務めるしんらいの会に還付されます。



納骨支援

契約者の生前の意思に従い、あらかじめ用意した永代供養墓への納骨などもお引き受けします。

もし、お墓がない場合には

しんらいの会の提携しているお寺の共同墓地へ納骨させていただきます。

※ご希望のお墓がある場合でも対応いたします。



納骨の模様

金銭預託・金銭管理

から永代にわたって、しっかりと支えていきます。

金銭預託や金銭管理は、 しんらいの会が責任をもって担当します。

しんらいの会では、高齢者、障害者などを生活面から支援する一方、金銭管理については弁護士と連携して支えていきます。金銭預託契約や金銭管理契約に基づいて、あなたの大切な資金面での支援を行います。

●金銭預託

契約に基づき預託されたお金は、しんらいの会が責任をもってお預かりします。お金を引き出せるのは、契約者が希望した場合で、生活支援の費用や緊急時の支払いに使われます。契約者が亡くなられた場合は、葬送支援や納骨支援の必要があればその経費を差し引いた後、相続人に返還されます。



●金銭管理

自宅で生活していても、入院していても、いろいろな支払いなどお金の出入りがあるものです。買い物代や小遣いも必要になるでしょう。そうした月々のお金の管理をするのが、金銭管理契約です。契約が結ばれると、しんらいの会が支払いを行うとともに、入出金の状況を定期的に報告します。



●財産管理

財産の管理をご希望される方は、ご希望する財産の目録を作成し管理することができます。ただし、土地の権利証、有価証券などの重要財産については弁護士にお願いできます。

身元保証

詳しくはP5をご覧下さい。

家族に代わって「身元保証人」を引き受けます。

病院の治療費、施設の入居費、住居の家賃などを緊急時に本人に代わって預託金の中からお支払いする金銭債務保証も行います。



生活支援

詳しくはP6をご覧下さい。

必要に応じて随時生活支援を行います。突然のケガや病気などの緊急入院の時の「緊急支援」、病院などへの付き添いや立ち合いなどの「特別支援」、さまざまな事務手続きから日常の生活支援までの「一般支援」があります。



金銭預託・金銭管理

詳しくはP7をご覧下さい。

金銭預託や金銭管理は、しんらいの会が責任をもって担当します。また契約に立ち会った弁護士へ必ず報告書を提出いたします。



葬送支援

詳しくはP8をご覧下さい。

万一の時の様々な事務手続きから、ご葬儀の手配・施行、納骨支援までを行います。

身元保証

しんらいの会の身元保証は
生涯にわたる安心の支援です。

入院・転院、入居、施設への入所……
親族に代わって身元保証を行います。

ケガや病気で緊急入院になってしまった…。転院することになった…。今後は介護・福祉施設で暮らしたい…。民間や公営の賃貸住宅に入居したい…。そんな時、「身元保証人」が必要になってきます。

親族間の事情などによって「身元保証人」を確保できない場合、しんらいの会が「身元保証人」をお引き受けし、さまざまな手続きや支払いなどのお世話をいたします。
弁護士や契約者のご希望に応じて親族の方々へもその時々の報告、連絡を行いますので、安心してお任せください。



入院の手続き、医療費の支払いなど入院中や退院後のお世話、役所をはじめとしたさまざまな事務手続きなども併せて行います。

生活支援

しんらいの会は家族の代わりとなつて支援いたします。

病気・ケガなどの緊急支援から、随時の生活支援まで。

福祉や介護の制度はありますが、そうした制度だけでは十分なお世話ができない面があるのが実情です。しんらいの会では、緊急時の支援から特別な支援、随時の生活支援まで、家族代行の生活支援を行います。

生活支援の費用は、しんらいの会が契約時にお預かりした預託金から支払われます。

緊急支援

- 病気、ケガなどの緊急時の支援
- 緊急手術の付き添い
- その他、緊急の支援



特別支援

- 受診、入・退院時の付き添い
- 入院中の外出介助
- 医師との協議、手術立ち合い
- 介護・福祉施設入所面接、入所、移動時の付き添い
- 各種施設見学の付き添い
- 介護保険の認定調査立ち合い
- 金融機関への送迎
- その他専門性の高い生活支援

一般支援

- 入院中の生活支援
病院への支払い、買い物、洗濯など
- 役所、金融機関への支払い代行
- 住宅、介護・福祉施設などへの入所申込の事務手続き
- 引越支援、家具処分、分別支援
(専門業者の費用は別途必要)
- 訪問支援(ご要望に応じて)
- その他の生活支援

緊急支援、特別支援、一般支援は、それぞれ費用が異なります。
しんらいの会の生活支援費用は、すべて介護保険適用外です。